

重要事項説明書（介護給付・予防給付）

当事業所は契約に対して、通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーションサービスを実施する。ご利用前に事業所の概要や提供されるサービスの内容など、重要事項を説明する。

1. 事業者

法人名	医療法人社団至高会 神奈川脳神経外科クリニック
所在地	横浜市神奈川区西神奈川 1-20-7 ビューサイト横浜 2F
連絡先	TEL 045-433-7773 FAX 045-433-3738
代表者氏名	理事長 高宮至昭

2. 事業所の概要

（1）事業所所在地など

事業所名	神奈川脳神経外科クリニック
事業者番号	1410204511
所在地	横浜市神奈川区西神奈川 1-20-7 ビューサイト横浜 2F
連絡先	TEL 045-433-7773 FAX 045-433-3738
管理者氏名	高宮至昭

（2）事業所の目的および運営方針・規定項目

運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応等については、施設内に掲示する。

【 事業の目的 】

要介護【要支援】状態にある利用者に対して、適切な通所【介護予防通所】リハビリテーションを提供する。

【 運営方針 】

- 1 要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう理学療法などの必要なりハビリテーションを行い、心身の維持回復を図る。
- 2 要支援状態の利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行い、要支援者の心身機能の維持回復、生活機能の維持または向上を目指す。
- 3 利用者の要介護状態軽減もしくは悪化の防止またはその予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し計画的に行う。
- 4 利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努め

るものとする。

5 事業の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、その他保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努める。

6 「指定居宅サービスなどの事業の人員、設備および運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(3) 職員

管理者	理事長 高宮至昭
理学療法士等	6名
看護師	2名

(4) 営業日

通所リハビリテーション	
営業時間	13:30 ~ 14:55
休日	木曜日、日曜日、祝祭日、当事業所規定による休日
介護予防通所リハビリテーション	
営業時間	13:30 ~ 14:55
休日	木曜日、日曜日、祝祭日、当事業所規定による休日

(5) サービス内容

通所リハビリテーション

健康チェック、健康運動体操、マンツーマンによる治療、マシンを用いたトレーニング、温熱療法等物理療法

介護予防通所リハビリテーション

健康チェック、健康運動体操、マンツーマンによる治療、マシンを用いたトレーニング、温熱療法等物理療法

(6) 事業実施区域

当事業所を中心とした半径3km圏内

【神奈川区】：三ツ沢、神大寺、六角橋、白幡、松見、大口、神之木町、入江、西神奈川、反町、幸ヶ丘、青木町、神奈川本町 など

【港北区】：篠原西、仲手原、篠原台 など

(7) 利用定員(1日当たり)

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	8人(合算)
-----------------------------	--------

(8) 従業員の職務内容

当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|---|-------------------------------------|
| 管理者(医師) | … | 施設を管理運営、職員全体の指導監督、利用者の健康管理、
診察業務 |
| 理学療法士等 | … | 個別対応による機能訓練、家族への生活指導・訪問指導等 |

(9) (介護予防)通所リハビリテーションサービス

当施設で提供するサービスは次のとおりとする。

1 (介護予防)通所リハビリテーションサービス計画の立案

当施設でのサービスは、身体機能の維持及び向上を目指し、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて提供する。

2 医学的管理・看護・介護

利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上のケアを行う。

3 機能訓練

理学療法士・作業療法士により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止する。原則として機能訓練室にて行う。

4 家族への日常生活動作指導および訪問における生活指導

理学療法士・作業療法士により日常生活上での介助時のアドバイスや家屋調査等も行い、日常生活動作指導等を実施する。

3. 利用料金の支払い方法および利用者負担の額

1 利用料金の支払い方法

事業者は、当月の料金の合計額の請求書を、利用者に渡す。利用者は、サービスの対価として介護保険法の定める利用単位ごとの当月の料金の合計額を翌月中に持参して支払う。事業者は、利用者から料金の支払を受けた時は、領収書と明細書を発行する。

2 利用料金

保険給付の自己負担額（(介護予防)通所リハビリテーション費及び加算）は、別に定める利用料金表のとおりとなる。

3 その他費用について

利用者の体調急変や緊急時などのやむを得ない事情の場合を除き、当日のキャンセルについては、キャンセル料（100%）を請求する。

4. 秘密保持と個人情報の保護について

当事業所は、利用者およびその家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議などの介護保険を利用する上で利用者及其家族の個人情報を用いることはしない。また、利用者及

びその家族の個人情報が含まれる記録物については、管理者が注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止する。

- 1 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。
- 2 第1項の規定に関わらず、当法人及び当施設で定める範囲内で、個人情報を使用する場合がある。但しその場合は、事前に利用者又はその家族に使用目的を説明し同意を得ることとする。

個人情報保護法に基づき、個人情報利用目的について細心の注意をはらい、当院ではその基準を次のとおり定めます。

① 事業所内での利用

- ・利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・会計、経理
- ・事故等の報告
- ・介護サービスの向上

② 事業所外での利用

- ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・ご家族等への心身の状況説明
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る、保険会社等への相談又は届出等
- ・その他保険事務に関する利用

③ その他の利用

- ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・外部監査機関への情報提供

- 3 当法人及び当施設における「個人情報保護方針」、「介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ」、「個人情報の使用目的」は施設内に掲示する。

5. 事故発生時の対応

（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族へ連絡をする。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もある。

事故についての検証は『事故発生防止検討委員会』が行い、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行う。

6. 非常災害対策

- 1 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 2 防火管理者には、事業所管理者とは別に定める。
- 3 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 6 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行する。
- 7 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- 8 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。
- 9 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

7. 身体拘束

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、原則として利用者に対し身体拘束は行わない。但し利用者または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高く、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代用しうる看護・介護方法がない場合、また、身体拘束その他の行動制限が一時的である場合、身体拘束を行う事がある。その場合、家族に説明し同意を得ることとする。

また身体拘束を行った際には、医師が診療録にその様態等を記載する。

8. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護を努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

9. 衛生管理

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

10. サービス提供に関する相談、苦情について

利用者及びその家族は、当施設が提供する(介護予防)通所リハビリテーションサービスに対する苦情・相談を下記窓口に出すことが出来る。また施設窓口としては、その他に備え付けの管理者宛文書を所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることが出来る。

【介護保健施設サービスに関する苦情相談窓口】

市町村窓口						
市町村名	要介護認定		介護保険サービスの利用		介護予防事業	
	担当課名等	電話番号	担当課名等	電話番号	担当課名等	電話番号
神奈川区 役所	高齢・ 障害支援課	045(411)7119	保険年金課	045(411)7124	高齢・障害支援 課	045(411)7110
横浜市	はまふくコール	045(263)8084			はまふくコール	045(263)8084

地域包括支援センター					
名 称	郵便番号	住 所	電 話	ファックス	設置者
横浜市反町 地域ケアプラザ	221-0825	横浜市神奈川区反町 1-11-2	045(321)8004	045(321)8077	社会福祉法人 横浜市 社会福祉協議会
横浜市神之木 地域ケアプラザ	221-0015	横浜市神奈川区神之 木町 7-1	045(435)2906	045(435)2908	社会福祉法人 聖坂学 園
横浜市片倉三枚地域 ケアプラザ	221-0862	横浜市神奈川区三枚 町 199-4	045(413)2572	045(413)2573	社会福祉法人 若竹大 寿会
横浜市六角橋 地域ケアプラザ	221-0802	横浜市神奈川区六角 橋 3-3-13	045(413)3281	045(488)3138	社会福祉法人 若竹大 寿会
横浜市新子安 地域ケアプラザ	221-0013	横浜市神奈川区新子 安 1-2-4	045(423)1703	045(423)1702	社会福祉法人 横浜市 福祉サービス協会

当該事業者					
名 称	郵便番号	住 所	電 話	ファックス	担当課名等
神奈川脳神経外科 クリニック	221-0822	横浜市神奈川区西神 奈川 1-20-7 ビュー サイト横浜 2 階	045(439)6177	045(439)6178	苦情相談窓口 担当 小澤

11. 協力医療機関

済生会横浜市東部病院

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉 3-6-1

TEL : 045-576-3000

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、(介護予防)通所リハビリテーションサービス内容及び重要事項を交付し説明しました。

平成 年 月 日

事業者乙 住 所 横浜市神奈川区西神奈川 1-20-7 ビューサイト横浜 2F

事業者（法人）名	医療法人社団 至高会	
事業所名	神奈川脳神経外科クリニック	
(事業所番号)	1410204511	
代表者名	高宮 至昭	印

説明者 職 名
氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、(介護予防)通所リハビリテーションサービス内容及び重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

平成 年 月 日

利用者甲 住 所
氏 名 印

[illegible]

電話 ()

保証人2（緊急連絡先） 住 所

氏 名

印

（続柄）

電話 ()